

別紙①

周南市スポーツ栄光賞授与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ大会にて優秀な成績を収めたものに対して、その功績をたたえ、スポーツを奨励するために周南市スポーツ栄光賞を授与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(受賞者の資格)

第2条 前条に規定する周南市スポーツ栄光賞の受賞(以下「受賞」という。)をする者(以下「受賞者」という。)の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際大会に出場し、その成績が優秀なもの
- (2) 全国大会に出場し、その競技における成績が3位以内のもの
- (3) 中国大会又は西日本大会に出場し、その競技における成績が2位以内のもの
- (4) 山口県大会に出場し、その競技における成績が1位のもの

(対象)

第3条 個人の受賞の対象は周南市に居住、通勤又は通学する者(前条第1号に該当する場合は、周南市内の中学校、高等学校、高等専門学校又は大学のいずれかを卒業した者を含む。)とし、団体の受賞の対象は周南市の公益財団法人周南市体育協会加盟団体又は周南市に所在地がある団体とする。ただし、周南市学校教育栄光賞授与要綱(平成15年4月21日教育長制定)第1条に規定する周南市学校教育栄光賞受賞者は対象から除く。

(推薦)

第4条 公益財団法人周南市体育協会各加盟団体その他の団体は、受賞者に当たるものがある場合は周南市スポーツ栄光賞推薦書(個人)(別記様式第1号)又は周南市スポーツ栄光賞推薦書(団体)(別記様式第2号)に必要な書類を添付し、市長に推薦するものとする。

(受賞者の決定等)

第5条 市長は前条の規定による推薦に基づき、受賞者を決定し、周南市スポーツ栄光賞を授与する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

周南市スポーツ栄光賞授与要綱内規

1 目的

この内規は、周南市スポーツ栄光賞授与要綱に関し必要な事項を定めるものとする。

2 大会定義

- (1) 国際大会とは、オリンピック大会、アジア大会、世界選手権大会等の国際的大会をいう。
- (2) 全国大会とは、国民体育大会、全国選手権大会等の全国規模の大会をいう。
- (3) 中国大会とは、中国地区体育大会、中国地区選手権大会、西日本選手権大会等の中国地区を基準とする。
- (4) 県大会とは、県体育大会、県選手権大会等の県全域を基準とする大会をいう。
- (5) いずれの大会も、国、地方公共団体、公益財団法人日本体育協会加盟団体、公益財団法人日本レクリエーション協会、高等学校体育連盟、高等専門学校体育連盟又は各種目別大学連盟が主催、共催する大会をいう。ただし、出場資格の範囲が一部の特定団体に限られる場合はこの対象にならない。

3 受賞対象等

- (1) 個人受賞対象については、個人名により順位決定がされ個人に賞が授与されるもの。
- (2) 団体受賞対象については、団体名により順位決定がされ団体に賞が授与されるもの。
- (3) 個人、団体両部門で該当する場合は、上位大会で個人、団体の順で授与する。
- (4) 監督、コーチ、マネージャーは除く。
- (5) 同一の競技による同一の者への授与は、上位大会のみとする。
- (6) 毎年度の4月1日から3月31日の間の大会において成績を収めたものとする。
- (7) 原則として、スポーツ栄光賞は授与式において授与するが、式典以降に対象となるものについては、申出により別に授与する。